

令和2年特（わ）第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等被告事件

被告人 大川原化工機株式会社

被告人 大川原 正 明

被告人 相 嶋 静 夫

被告人 島 田 順 司

証拠調べ請求書

令和3年1月18日

東京地方裁判所刑事第13部 御中

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹

頭書事件について、下記の通り、証拠取調べを請求する。

記

1 弁3号証

証拠の標目：粉体飛散状況報告書（RL-5 運転時の粉体飛散状況）

作成者：[REDACTED]

作成年月日：令和3年1月12日

立証趣旨：噴霧乾燥器 RL-5 は、運転時および製品回収時に粉体が装置外部に飛散する構造であること等。

2 弁4号証

証拠の標目：粉体飛散状況報告書（L-8i 運転時の粉体飛散状況）

作成者：[REDACTED]

作成年月日：令和3年1月12日

立証趣旨：噴霧乾燥器 L-8i は、運転時および製品回収時に粉体が装置外部に飛散する構造であること等。

3 弁5号証

証拠の標目：「オーストラリア・グループ（AG：Australia Group）の概要」と題するウェブページを印刷した書面

作成者：外務省

作成年月日：令和2年11月26日

立証趣旨：日本は、AG における合意を外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令に反映させていること等。

4 弁6号証

証拠の標目：「Control List of Dual-use Biological Equipment and Related

Technology and Software」と題するウェブページを印刷した書面

作成者：オーストラリア・グループ

作成年月日：令和2年2月28日

立証趣旨：AG規制リストの内容、及び同リストにおいて「Disinfected」が薬液殺菌に限定されていること等。

5 弁7号証

証拠の標目：調査結果報告書（AG参加国におけるAG規制リストの国内法令への反映状況）

作成者：[REDACTED]

作成年月日：令和3年1月15日

立証趣旨：AG参加国のうち、日本以外の、AG規制リストを国内法に反映させている国においては、「殺菌（Disinfected）」を薬液殺菌に限定する旨の定義規定を含んだ形でAG規制リストを国内法令に反映させていること等。

6 弁8号証

証拠の標目：Australia Group Common Control List Handbook Volume II :
Biological Weapons-Related Common Control Lists（抜粋）

作成者：アメリカ合衆国

作成年月日：平成26年6月

立証趣旨：AG規制リストの規制対象品は労働者を毒素や病原菌の危険から守るための安全対策が施されたものであること、噴霧乾燥器においては、定置した状態で装置を殺菌できるように消毒液やスクラブ液を流す構造とされるのが一般的であること、及びセラ

ミックスや食品を製造する用途に使用される噴霧乾燥器はその動作条件上規制に該当する可能性が著しく低いこと等。

7 弁9号証

証拠の標目：「Australia Group Common Control List Handbooks」と題するウェブページを印刷した書面

作成者：オーストラリア・グループ

作成年月日：不明

立証趣旨：Australia Group Common Control List Handbook Volume II : Biological Weapons-Related Common Control List がオーストラリア・グループの公式ホームページ上にリンクされていること等。

8 弁10号証

証拠の標目：輸出管理品目ガイダンス〈生物兵器製造関連資機材〉（第6版）
（抜粋）

作成者：[REDACTED]

作成年月日：平成31年3月

立証趣旨：規制対象全般につき、研究や製造・保存過程における病原性微生物、ウィルス、毒素等への感染を防止するための漏れ・拡散の防止対策がなされた機構・構造を具備している仕様であることが必要であること、及び貨物等省令3要件ハは分解せず組み立てた状態で、乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌できる構造を示していること等。

9 弁11号証

証拠の標目：「輸出貿易管理令の運用について」

作成者：経済産業省貿易経済協力局

作成年月日：令和2年4月1日

立証趣旨：経済産業省発の定めた運用通達の内容等。

10 弁12号証

証拠の標目：調査結果報告書（貨物等省令3要件の英訳及び感染症法の英訳）

作成者：■■■■■

作成年月日：令和3年1月15日

立証趣旨：法務省の日本法令外国語訳データベースシステムにおいて、「殺菌」と「消毒」がいずれも「Disinfection」と翻訳されていること等。

11 弁13号証

証拠の標目：実験室バイオセーフティ指針（第3版）（抜粋）

作成者：WHO

作成年月日：平成16年8月11日

立証趣旨：一般に「Disinfection」は消毒と翻訳されること等。

12 弁14号証

証拠の標目：2020年版 消毒と滅菌のガイドライン（改訂第4版）（抜粋）

作成者：■■■■■・■■■■■・■■■■■

作成年月日：令和2年2月14日

立証趣旨：消毒は物理的消毒法と化学的消毒法に大別されること、及び乾熱消毒法は存在しないこと等。

13 弁15号証

証拠の標目：第十五改正日本薬局方（抜粋）

作成者：厚生労働省

作成年月日：平成18年3月31日

立証趣旨：乾熱による滅菌法は160℃以上で2時間の加熱によるものであること、及び消毒法は化学薬剤を用いる化学的消毒法と、湿熱や紫外線等を用いる物理的消毒法に分けられること等。

14 弁16号証

証拠の標目：資料分析結果報告書（スプリットバタフライバルブの構造）

作成者：■■■■■

作成年月日：令和3年1月15日

立証趣旨：スプリットバタフライバルブの構造等。

15 弁17号証

証拠の標目：資料分析結果報告書（HEPA フィルタ設置用ボックスの構造）

作成者：■■■■■

作成年月日：令和3年1月15日

立証趣旨：HEPA フィルタ設置用ボックスの構造等

以上